

令和8年度五島市系統用蓄電池運用技術開発事業

公募要項

令和8年5月

五島市 総務企画部 未来創造課

令和8年度五島市系統用蓄電池運用技術開発事業公募要項

1 対象事業名

五島市系統用蓄電池運用技術開発事業

2 事業の目的

本事業は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け再生可能エネルギーの導入拡大や電力供給の安定化を促すことを目的として、再生可能エネルギーの出力変動に対応する調整力等として活用可能な系統用蓄電システムの運用技術開発において、蓄電池を活用した最適なエネルギーマネジメント技術の開発・実証を実施する事業者に対して、その取組を支援する。

3 補助対象者

この要領において「事業者」とは、ゼロカーボン分野（計画・設計、調査計測、製造・組立、運用・保守、電力需給管理等）に携わる者であって、市内に本社、支社、事務所等を設置している法人（国及び地方公共団体を除く。）又は個人事業者（ただし、法人又は個人事業者と共同体制をとるものを含む。）とする。

4 補助対象事業期間

交付決定日から令和9年2月26日（金）

5 補助対象となる経費

(1) 補助対象経費

- 事業を実施するための旅費研修費（旅費、研修費、受講料等）
- 研究・技術開発技術開発費
- 試作費・試験試作費・試験費
- ソフトウェア・システム開発費
- データ収集・費用
- 系統用蓄電池設備の購入・設置費
- 計測・監視機器の計測・監視機器の導入費
- 外部専門家・研究機関への委託費
- 実証試験運営費（試験環境構築、フィールド）
- 諸費（印刷製本費、通信運搬費、会場借料等）

(2) 補助率

4分の3以内

(3) 補助限度額

15,000千円／件

(4) 選定予定事業者数

1者

6 応募資格

次の要件を全て満たす者。

- ①民間企業、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、その他の法人又は法人以外の団体等のうち、本社が五島市内に所在する事業者等であること。
- ②総勘定元帳等の会計関係帳類、労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類を整備していること。
- ③関係法令に基づき社会保険の適用を含め、適正な雇用管理を行っていること。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に該当しない者であること。
- ⑤次のいずれにも該当しない者。
 - ・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。）がなされている者
 - ・破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- ⑧市から製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を受けていないこと。
- ⑨市税に滞納がないこと。

7 申請の手続等

(1) 募集期間

令和8年5月11日（月） ～ 令和8年5月29日（金）17時必着

(2) 書類の受付

①提出書類

応募に当たっては、次に掲げる書類を作成し、提出すること。なお、申請書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とする。

- ・事業計画採択申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）

※事業計画書には事業ごとにどのような先端技術を取り入れているのかを確認できるように記載すること。また、本事業はプレゼンテーションを実施しないため、事業計画書のみで提案内容を十分に理解できるよう、詳細かつ具体的に記載すること。

- ・収支予算書（様式第3号）
- ・積算明細書、見積書など経費の分かる資料
- ・暴力団の排除に関する誓約書（別紙様式1）
- ・提案者の概要がわかるもの（会社案内等）
- ・登記事項証明書及び定款（または寄付行為）の写し（個人事業主については開廃業届出書の

控えの写し（税務署の受付印が押印されているもの）、その他の法人格を有しない団体は団体規約の写し等これに類する書類）

- ・直前 2 期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（個人事業主の場合は、青色申告書又は白色申告書等税務署に提出している書類の写し。）（起業に伴って事業を提案する場合など、2年を経過していない企業等は、可能な範囲で提出すること。）
- ・市税全てに未納がないことの証明書

②提出部数

正本 1 部、PDF データ 1 部

③提出期限等

提出期限：令和 8 年 5 月 29 日（金）17 時まで（必着）

提出先：五島市総務企画部未来創造課（〒853-8501 長崎県五島市福江町 1-1）

電話：0959-88-9503 FAX：0959-74-1994

メールアドレス：miraisouzou@city.goto.lg.jp

提出方法：直接持参又は郵送すること。直接持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日の 9 時から 17 時。郵送の場合は、書留必着とする。

(3) 申請に際しての注意事項

①申請者にいずれかに該当した場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- ・提出書類に虚偽の記載を行った場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・募集要項に違反すると認められる場合
- ・その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

②返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

③費用負担

申請書類の作成、提出など申請に要する経費等は、全て申請者の負担とする。

④その他

- ・申請者は、申請書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。
- ・提出された申請書類等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

8 審査に係る事項

(1) 審査方法

補助対象者の選定にあたっては、申請者からの事業計画等の提出書類の申請を受け、審査項目に基づいた書面審査及び必要に応じた書面による質疑応答により、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、申請内容、事業の実施能力等を評価、採点し、事業採択を行う。本事業では、プレゼンテーションは実施しない。

書面による質疑応答を実施する場合、全ての提案者に対し質問事項を通知し、期限内に書面で回答を提出すること。提出された回答は、審査の評価対象とする。

(2) 選定委員会

本事業の審査は、五島市系統用蓄電池運用技術開発事業選定委員会において行う。

(3) 審査項目及び評価内容

申請いただいた事業内容について、下記の項目に基づき、提出書類の内容及び必要に応じた書面による質疑応答の結果を総合的に評価し、数値（得点）で採点する。その結果、予算の範囲内において補助対象者を選定する。

各審査項目における具体的な評価の視点や配点については、公平性・透明性確保のため、別途五島市ウェブサイト等で公表する場合があります。

審査項目		審査の視点
技術的能力	技術力	蓄電池システムの設計・開発・運用に関する専門知識と実績
	イノベーション	新技術や独自のソリューションの導入提案
経済性	コスト効率	プロジェクト全体の費用対効果
	資金計画	明確で現実的な予算計画と資金調達方法
実現可能性	スケジュール管理	具体的で達成可能なプロジェクトスケジュール
	実施体制	事業を遂行するための実施体制、役割分担、バックアップ体制
	リスク管理	潜在的なリスクの特定とその対応策
法令遵守	法的適合性	関連法規や規制の遵守状況
	安全対策	労働安全や施設の安全性確保
過去の実績	類似事業の経験	類似事業の成功事例

(4) 審査会意見等について

採択事業者は審査会で出された意見等について交付申請書提出時に検討すること。

9 その他

(1) 採択後の事業進捗の報告について

採択事業者は 11 月末までに事業の進捗について市に対して報告すること。報告の様式については、採択事業者の任意の様式で可とする。

(2) 採択後の実績報告について

採択事業者は実績報告書の提出期限までに事業の成果を完結にまとめたものを実績報告書とともに市に対して報告すること。報告の様式については、採択事業者の任意の様式で可とする。

10 留意事項

他に行っている事業と明確に区分した経理処理等が必要となる。また、会計関係帳簿、労働関係帳簿等の帳簿類は事業終了後 5 年間の保管が必要となる。

11 問い合わせ先

五島市総務企画部未来創造課（〒853-8501 長崎県五島市福江町 1-1）

TEL：0959-88-9503（直通）

FAX：0959-74-1994

E-mail：miraisouzou@city.goto.lg.jp